

せい かつ

し こと

回覧

# 生活のことや仕事のこと

なや そう だん  
ひとりで悩まずにご相談ください



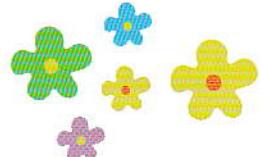
おや かい ご  
親の介護で  
はたら て  
働きに出られず、  
せい かつ ひ  
生活費がない…

しゃっきん はら  
借錢が払えず、  
どうしていいか  
わからない…



ねん きん  
年金だけでは  
暮らしていくないので  
し こと  
仕事をしたい

- ひきこもりの子供が心配
- 仕事が長続きしない
- 病院代が払えない
- 食べるものがない
- しばらく仕事から離れていたので仕事ができるか不安
- どんな仕事が向いているかわからない
- 子育てしながら短時間の仕事を探したい



©裾野市

そう だん む りょう ひ みつ げん しゅ  
自立に向けたよろず相談窓口

裾野市生活自立支援センター

☎0120-088-205

〒410-1118 裾野市佐野1068-2 生活福祉相談センター内

【受付時間】月～金・8:30～17:15(土日祝日を除く)

FAX:055-928-5018 Email:jiritsusoudan-susono@tokaido-sigma.jp

き がる そう だん  
お気軽にご相談ください



ホームページは  
こちら



©裾野市

既存のサービス、関係機関と連携しながら ワンストップで支援

生活  
よろず相談

- ひきこもりの子どもが心配
- 電気・ガス・水道が止められそう
- 家賃が払えず、住む家がなくなりそう
- 借金が払えず、どうしていいかわからない
- 親の介護で働きに出られないでの、生活費がない …など

●【家賃補助】

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額を上限に一定期間、賃貸住宅の家賃額を支給する制度です。

●【転居費用補助】

同一世帯の方の死亡、又は離職・休業等により同一世帯の収入の合計額が著しく減少した月から2年以内で経済的に困窮し、住居を喪失するおそれがある方を対象に家計改善の支援において、転居によって家計改善すると認められることなどを要件として、市町村ごとに定める額を上限に転居費用を支給する制度です。

住居確保給付金制度

家計改善支援事業

就労準備支援事業

仕事  
よろず相談

- コミュニケーションが苦手で就職活動に不安
- 仕事がなかなか決まらない
- 離職していた期間が長くて働く自信がない
- 高齢で働く場所がみつからない
- 短時間の仕事を探したい
- 障害者手帳はないが何かしらの障害があるかもしれない
- 病気で働き方に制限がある
- 自分のキャリアアップを目指したい など



© 捩野市

お願い▶あなたのまわりで困っている方がいたらセンターへご紹介ください

すそ の し せ い か つ じ り つ し え ん  
裾野市生活自立支援センター  
☎ 0120-088-205

〒410-1118 裾野市佐野1068-2 生活福祉相談センター内

【受付時間】月～金: 8:30～17:15(土日祝日を除く)

FAX: 055-928-5018 Email: jiritsusoudan-susono@tokaido-sigma.jp

